

3.【各委員会からの報告】

年報編集委員会

『年報』第34集の編集作業についてお知らせします。

特集については、前年度大会テーマセッションを中心に行うことになり、大会当日の他の報告をも加えて原稿を依頼しました。今後、原稿が提出され次第、編集委員会で原稿の読み合わせ、全体の編集作業、出版社との連絡などを進めていくことになります。

自由投稿については、「山村問題に関する論文」というテーマで募りましたが、投稿はありませんでした。したがって、『年報』第34集は特集論文と「研究動向」欄という構成になります。

その「研究動向」ですが、執筆者への論文の送付があまりはかばかしくないようです。会員のみなさんから抜刷などを各執筆者へ急ぎお送り下さるようお願いします。執筆者は以下の通りです。

史学・経済史学：坂根嘉弘

経済学・農業経済学：斎藤典生

社会学・農村社会学：小内純子

外国研究（南アジア）：宇佐美好文

大阪府立大学農学部

また、「年報 村落社会研究」のあり方をめぐって、この間いろいろと議論されてきたことはご承知のことと思います。『年報』第33集の「編集後記」で庄司俊作前編集委員長が問題点を整理されていますのでご参照下さい。『年報』のあり方は、大会シンポジウムや『村研ジャーナル』との関連をも考えなければならず、複雑多岐にわたる議論にならざるをえません。編集委員会では、他の委員会や理事会との連携をはかりながらこの問題を検討していきたいと思っております。会員のみなさんからの忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。（小林一穂kazuho@mail.cc.tohoku.ac.jp）

研究委員会

(1) 「高齢者の保健・福祉問題」共催セミナーの報告

相川 良彦（農業総合研究所）

日 時： 1998年3月17日

場 所： 東京大学法文1号館315号教室

出 席 者： 32名

共催学会： 日本村落研究学会、地域社会学会、日本保健医療社会学会

座 長： 杉岡 直人（北星学園大学）

報 告 (1) 黄 元淳（早稲田大学）

「過疎高齢化山村における高齢者のソーシャルサポート・ネットワーク
-- ある独居女性の事例から -- 」

(2) 清水 洋行（東京学芸大学）

「地域社会における市民事業団体の展開と課題 -- 高齢者向け食事サービス
を事例として -- 」

(3) 杉原 陽子（東京大学、4月以降は東京都老人総合研究所）

「高齢者と介護における保健社会学的焦点」

黄報告は、まず、山梨県の一山村集落にすむ1人の高齢女性がどのような過程をへて独居するに至ったか、その家族の変容段階を捉える。ついで、独居の彼女（エゴ）を中心として社会的ネットワークが他出した子供、親類関係（親分子分をふくめ）、近隣関係、そして村行政等により形成されていること、情緒面は前3者の社会関係（子供、親類、近隣）により、身体面は後1者（行政）により、経済面は本人の年金と農業収入により、それぞれ支えられていることを指摘する。そして地域社会における社会的ネットワークは、個人と個人の関係だけではなく、家関係を中心として見る必要があると主張する。

清水報告は、10名程のボランティアと利用者から出発し、15年後の今日では300名余のボランティアと利用者、及び10数名の職員を抱えるに至った食事サービス団体を事例的に取り上げる。その活動は都市の片隅にとり残された高齢者への相互扶助的ボランティアとして始まった。ただ、創始リーダーはそれをたまに行なう慈善行為としてではなく、継続的な事業として行なうことを志向し、生協への参加経験を背景に組織化する。

実績が行政に認知され、助成金を受けるようになると、活動は会食型から配食型へシフトした。そして、専従職員が生まれ、ボランティアも面識関係の枠をこえて多彩な人々が集まるようになった。さらには、配食活動は利用する高齢者との接触機会を増やし、ホームヘルプ活動への進出へと展開した。かような「市民活動の事業化」は、食事や他の福祉サービスのニーズの充足の拡大、利用者の側からの選択肢の拡大、さらにはボランティア層の高齢化防止などのメリットをもたらした。だが、事業化は、高齢者を単なる利用者の位置にとどめ、その自立性を阻害するというデメリットも生じさせている。

杉原報告は、健康と社会との双方向的関係に着目して、高齢者の健康に関わる諸現象を研究例の紹介という形で報告する。第1の課題として、高齢者の健康を考える際に、死亡や病気の有無といった健康のネガティブな側面ではなく、病気や障害を持ちながらも「自立した生活」を営めているかどうかといった健康のポジティブな側面に着目することの重要性を指摘する。とくに、日本の保健分野においては研究の遅れている「社会的健康」についての概念整理と評価指標開発の必要性を研究例を交えて説明した。第2に、「社会が高齢者の健康に与える影響」について取り上げ、在宅福祉サービスの導入により高齢者の心身機能や社会活動性が維持・増進されるか否かの評価研究例などを紹介した。第3に、逆に「高齢者の健康が社会に与える影響」のうち、とくに最も身近な家族に対する影響を、

幾つかの研究例をもとに解説した。

当日セミナーの質疑応答は比較的活発だったのだが、評者は当セミナー報告要旨執筆のお鉢が自分に回ることを予想せず、ぼんやり聞いていた。そこで交わされた質疑は一部を紹介するにとどめる。そして、秋の村研大会テーマ（「農村の高齢化と地域福祉」）にひきつけて、ないものねだり的なコメントを付すことで、この場をしのぎたい、と考える。

黄報告は、農村の伝統的社會關係が独居高齢者を支える上でポジティブに機能する面を強調する。だが、ネガティブに機能する面も無視できないのではないか、という意見が出された。論理的には両方ともありえるように思う。どういう状況においてどちらの面が現われるかを明らかにする必要がある。また、当報告は独居高齢者をサポートする側面（及びその担い手）を経済面（本人の年金と稼得所得）、情緒面（家族、親類、近隣）、身体面（行政）とに分けている。これら3者が次元の異なるものであることに異論はないが、その分類の中身が並列的で漠然としている。例えば、情緒面を担う子供、親類、近隣の3者は原理を異にする社會關係であり、状況によりそれらの果たす役割やその軽重にはおのずと違いがあるだろう。また、仮に高齢者が障害を持つようになると、身体的サポートは行政だけでみきれるものではなく、他出した子供や親類等のサポートも必要になる。状況や障害の段階により3側面は関連しあうのであり、その関連の仕方も今後明らかにしてもらいたい。

清水報告については、食事サービスの事業化・専門化にともなう活動内容の変質が問題にされた。食中毒対策や栄養士配置などの要件や、提供するサービスが食物から福祉へと展開するプロセス等について、質疑があった。また、報告と質疑においてボランティアの高齢化が強調されたが、その社会的要因（地域差もふくめ）についても言及されたならばより面白かっただろう。事業化はこの高齢化を抑制する方向に作用する。その場合、例えば、労働対価をどのレベルまでひき上げれば青壯年の有償ボランティアを確保できるのか、或いは事業化の過程で作り出される様々な雇用形態が労務管理面で引き起こす問題点、等にも論及してもらいたかった。なお、事業化に際して、当団体が既成の地域組織と一線を画して組織化していく点、行政の助成が比較的に早く交付された点など、興味深い事実を指摘されたが、議論するに至らなかったのが惜しまれる。

杉原報告は、日本では高齢者の自殺率が都市部より農村部に高いこと、また高齢者が生産的活動を担うことが生きがい感の向上につながると一般に言われているが、高齢者が生活する地域環境や誰に対する貢献なのかによって生きがい感への効果が異なることを地域比較調査により指摘した。それによれば、高齢山村においては、同居家族に支援を多くする人ほど生きがい感が低く、都市近郊では逆の傾向がみられた。他方で、高齢山村において、同居家族以外に多く支援を提供することが生きがい感と正の関連を示した。前者の理由を、高齢山村での支援提供が自発的というより義務的に行われているためとされたが、たんに規範の違いで説明しきれるものなのかな否か、もう少し説明が欲しいところだった。

(2) 【2000年以降の大会テーマの募集】

先日4月18日の理事会で全研究委員のアンケート結果を報告し、理事の意見をいただきました。その結果、天草大会（1992年）の方針を尊重し、「一般会員の持続的な、または、プロジェクト的な研究に基づいた大会テーマ」を、2000年、2001年の大会について募集します。この両年について、すでに研究活動にもとづく大会テーマを考えており、かつ、自らテーマ・セッション会議のコーディネーターになる意志のある会員は、周囲の研究委員または研究委員長に申し出て下さい。申し出の期限は厳密には区切ませんが、2000年大会のテーマを考えておられる方は、遅くとも10月の大会頃までにお願いします。

お願いします。

さて、理事会後の新旧研究委員会引継会議の場では、「新基本法農政下の日本農村を、歴史と国際比較をふまえて、展望するコーディネーターはいないだろうか」、という希望意見がでました。また、3月～4月にかけて、新研究委員の間でアンケートを行った限りでは、「農協と農村社会」、「農村社会と生産・生活集団の国際比較」、「農村の地域振興と主体形成」、「21世紀日本の食糧・農業・農村と新基本法」、「21世紀社会における農業と農村」、「21世紀、小農民（ペザント）終焉時代の農業問題」等の仮テーマが出されました。これらのテーマはアイディアであり、必ずしも研究活動の成果に基づいたテーマではありませんが、ご参考までに紹介しました。

なお、今年、1998年の大会では、本城昇会員（埼玉大学）がコーディネーターとなって、「農村の高齢化と地域福祉」というテーマのもとに、下記別掲のように5人の報告者を選んで、報告と議論をする予定です。また、来年、1999年大会は、池上甲一会員（近畿大学）がコーディネーターとなって、「20世紀日本農村の社会システム」というテーマで、現代日本の農政を総括する企画を考案中です。

以上、とくに、2000年、2001年の大会テーマ募集にご協力下さるようお願いします。

研究委員　（北海道）大野晃、（東北）佐藤直由、（関東）相川良彦、ガボリオ・マリ、矢野晋吾、（西日本）池上甲一、北原淳〔委員長〕、黒柳晴夫、（九州）徳野貞雄

（3）【1998年度村研大会 第46回テーマセッションについて】

テーマ：「農村の高齢化と地域福祉」

我が国は、高齢社会を迎え、利用者にとっていかに効率的で質の良い快適な高齢者介護サービスを受けられるようにその供給体制を整備するかが重要な課題となっている。特に、農村においては、高齢化率が高く、利用者本位の高齢者介護サービスの供給体制を整備することは、より緊急性のある課題となっているが、その整備は、農村地域の生活・生産基盤の確保や地域のコミュニティの維持に大きく寄与するのみならず、地域の雇用や地域の活性化にも寄与する面がある。しかし、農村においては、高齢者介護サービスに対する需要の潜在化傾向、集落における相互扶助関係等、農村の家族関係や集落構造等が高齢者介護サービスの需要と供給に大きな影響を及ぼす可能性のある諸点があり、これら諸点も考慮に入れた上で、地域の実情に即応した利用者本位の供給体制の整備が図られていく必要があると考える。

このような視点に立って、本テーマセッションにおいては、次のような報告を予定している。

（1）高齢者介護サービスの供給体制の整備と利用者の利益の確保

埼玉大学・本城昇

（2）日本農村における人口高齢化と家族・集落構造

農政調査委員会・池本良教

（3）過疎地域における農家家族の多様化とコンフリクト

北星学園大学・杉岡直人

（4）ホームヘルプ・サービスの現状と課題

聖心女子大学・藤崎宏子

（5）専門家ボランティアによる医療保健福祉の連携システムとその特性

国立身体障害者リハビリセンター・閑寛之

学会賞選考委員会

学会賞候補作品推薦のお願い

学会賞選考委員会より、候補作品の推薦をお願いします。本年度の選考対象は1995年4月～1998年3月に公刊された研究業績となっています。詳細は下記の学会賞運用規則および運用細則を参照下さい。また、推薦の様式を確認の上、推薦をお願いします。運用細則に従いますと5月末日となっていますが、今回の通信発行が遅れましたので、6月10日（水）まで延期します。よろしくお願ひ致します。

【日本村落研究学会賞運用規則】

第1条 日本村落研究学会賞運用規則は、村落研究に関して優れた研究業績を公刊した本学会員を表彰することについて定める。

第2条 日本村落研究学会賞の名称は、「日本村落研究学会研究奨励賞」（以下「研究奨励賞」という）とし、本学会に2年以上継続して在籍する40歳程度までの会員で、実証性・独創性に満ちた研究業績を公刊し、今後の発展が期待される会員を選考の対象とする。

2. 研究奨励賞の授賞は原則として毎年3名程度までとする。

第3条 選考の対象とする研究業績は、著書、論文、調査研究報告書で、原則として会員の推薦を得たものとする。

第4条 第2条の選考対象者は「日本村落研究学会研究奨励賞選考委員会」（以下、「選考委員会」という）で候補者を選考し、理事会で決定する。

第5条 理事会に選考委員会を置く。選考委員会は改選後最初の理事会で選ばれた理事と理事以外の会員それぞれ若干名で構成する。

2. 選考委員の互選によって委員長を選出する。

3. 理事以外の選考委員は理事選考委員の合議で依頼する。

4. 委員の任期は2年とする。

第6条 表彰は賞状と副賞によるものとし、総会の場で行う。

第7条 本規則の改正は、理事会の議を経た後、総会で承認を得なければならない。

付則 1. 本規則に関する細則は別に定める。

2. 本規則は1996年10月26日より施行する。

【日本村落研究学会賞運用細則】

第1条 本規則は運用規則の円滑な運営を図るために定める。

第2条 選考の対象とする研究業績は、表彰を行う年の3月末日に至る2年間に刊行されたものとする。

2. ただし、第1回の選考対象については1993年4月～1997年3月、第2回の選考対象については1995年4月～1998年3月に公刊された研究業績とする。

3. 選考対象の研究業績は原則として単著とする。ただし、共同研究の業績であっても共著者等の分担執筆は選考対象に含める。

第3条 運用規則第2条の在籍期間及び年齢は、原則として表彰年の3月末日で計算する。

第4条 候補者の推薦期日は表彰年の5月末日とする。

2. 推薦者は、別記様式の推薦状1通を提出するものとする。

3. 選考委員は研究奨励賞候補業績の推薦者になることはできない。

第5条 選考委員会は定められた期日までに選考結果を会長に報告しなければならない。

2. 選考結果の報告期日は、毎年会長が指示する。

3. 選考委員会は、必要に応じて会員の中から選考に関する助言を得ることができる。
- 第6条 副賞は金一封とする。
- 第7条 研究奨励賞に関する事務は、学会事務局が担当する。
- 第8条 本細則の改正は、理事会で審議決定する。
- 付則 1. 本細則は1996年10月26日より施行する。
2. 第1回の選考委員の任期は1年とする。

【日本村落研究学会研究奨励賞推薦の様式】（サイズは自由）

推薦者氏名	印	所属
研究奨励賞候補者氏名	所属	
研究奨励賞候補者年齢	生年月日	
学会在籍期間（入会年月）		
選考対象業績		